

令和2年12月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うち石油ふろがま(薪兼用)1件、
石油ストーブ(密閉式、床暖房機能付)1件、ガストーチ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 11件
(うち電気トースター1件、電気ストーブ(カーボンヒーター)1件、
電気冷蔵庫1件、
イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)1件、
エアコン1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、
ヘアドライヤー1件、スチームアイロン1件、電気ストーブ1件、
ソーラー式充電器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|--------------------|------------|-----------------|------|---|----------|--|
| A202000675 | 令和2年11月14日 | 令和2年12月15日 | 石油ふろがま(薪兼用) | H2S | 株式会社長府製作所 | 火災 | 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。 | 福島県 | 製造から35年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月3日 |
| A202000676 | 令和2年10月28日 | 令和2年12月15日 | 石油ストーブ(密閉式、床暖房機能付) | UHB-TP1000 | 株式会社コロナ | 火災 | 当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 北海道 | 製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月2日 |
| A202000677 | 令和2年11月10日 | 令和2年12月15日 | ガストーチ | CB-TC | 岩谷産業株式会社(輸入事業者) | 火災 | 当該製品にガスボンベを接続して使用しようとしたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 福岡県 | 製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月10日 |

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|-----------------------------------|------|--|----------|---|
| A202000670 | 令和2年11月8日 | 令和2年12月14日 | 電気トースター | 火災 | 病院の食堂で当該製品を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 広島県 | 令和2年11月19日 消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月4日 |
| A202000671 | 令和2年11月29日 | 令和2年12月14日 | 電気ストーブ(カーボンヒーター) | 火災 | 当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 滋賀県 | 令和2年12月17日 消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A202000672 | 令和2年11月23日 | 令和2年12月14日 | 電気冷蔵庫 | 火災 | 火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 神奈川県 | |
| A202000673 | 令和2年5月4日 | 令和2年12月15日 | イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵) | 火災 | 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 埼玉県 | 令和2年9月10日に 消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年5月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 |
| A202000674 | 令和2年12月1日 | 令和2年12月15日 | エアコン | 火災 | 店舗の倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府 | |
| A202000678 | 令和2年12月2日 | 令和2年12月15日 | リチウム電池内蔵充電器 | 火災 | 当該製品で携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府 | 令和2年12月10日に 消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A202000679 | 令和2年11月1日 | 令和2年12月15日 | パワーコンディショナ(太陽光発電システム用) | 火災 | 当該製品の内部部品から発煙する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月2日 |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|----------|------|---|----------|--|
| A202000680 | 令和2年11月29日 | 令和2年12月15日 | ヘアドライヤー | 火災 | 当該製品を使用後、当該製品の電源コード部を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。 | 岡山県 | 製造から25年以上経過した製品 令和2年12月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A202000681 | 令和2年12月2日 | 令和2年12月15日 | スチームアイロン | 火災 | 公共施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | |
| A202000682 | 令和2年12月4日 | 令和2年12月16日 | 電気ストーブ | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 静岡県 | 令和2年12月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A202000683 | 令和2年9月10日 | 令和2年12月16日 | ソーラー式充電器 | 火災 | 車両内で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 山口県 | 令和2年9月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年12月9日 |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし